



議案第41号新旧対照表

<p>この場合において、第4項中「11,200円」とあるのは、「38,600円」とする。</p> <p>(保険料の額の通知) 第6条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者又は連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p>	<p>(保険料の額の通知) 第6条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者及び連帯納付義務者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。</p>
--	---